

第 8 回定例教育委員会 会議録

開催月日 平成30年8月22日（水）

開催時間 午前 10 時 00 分から午前 10 時 42 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 満
教育長職務代理者 和田 一枝
教育長職務代理者 野田 清紀
委員 三塚 憲二、加藤 正芳

出席職員 教育次長 小島 良一
教育監 奥田 正治
教育監 青柳 達也
理事 斉木 邦彦
学力向上対策監 佐野 修
次長（総務課長） 塩野 開
福利給与課長 諏訪 桂一
学校施設課長 後藤 宏
義務教育課長 嶋崎 修
高校教育課長 廣瀬 浩次
高校改革・特別支援教育課長 染谷 光一
社会教育課長 保坂 哲也
スポーツ健康課長 前島 斉
学術文化財課長 百瀬 友輝
企画調整主幹 雨宮 邦仁
総務課総括課長補佐 古屋 登土匡
政策企画監（総務課課長補佐） 武井 俊人
総務課課長補佐 若月 衛
総務課課長補佐 望月 勝一
総務課主査 河野 奈美
学術文化財課 課長補佐 坂本 久美
主幹 尾形 哲哉

傍聴人 1 名

報道 2 名

会議要旨

〔 教育長開会宣言 〕

教育長から武者委員が都合により会議を欠席する旨の届け出があったとの報告があった。

1 議 案

第 13 号 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定（案）について
〔説明〕 義務教育課

三塚委員 県でいろいろなことに関してパブコメを募集していると思うが、5人から延べ14件。一般的に、このパブコメの反応の状況というのはどうなのか。

塩野課長 内容によってかなり来たものもあれば、全くないという場合もある。

三塚委員 そういったものが出た時には、それに関する人たちがたくさん出すと思うが、教育関係の場合、教育業界というよりも、あくまで来るのは県民、関連する人たちではなく、一般的な県民の方のほうが多いのか。こういう場合。

嶋崎課長 今回のことに関する、一般的な保護者の方、お子さんをお持ちの方の意見内容など、建設的な内容が多かったと思う。

- 三塚委員 パブコメはあまり信用しない部分があって、僕らが自分たちの都合のいいようなものをだれかを使って、変な言い方だがやる可能性もあると思う。このパブコメの内容がそういった県民の意見であれば、人数が少なくても非常に重要だと思っている。あと、SNSのいじめは、かなりこれから問題になってくる部分だし、今問題になっているところなので、そこを重点的に力を入れてやっていただきたいと思う。
- 嶋崎課長 これを基に各市町村のものを作成し、地域性だとか規模等を考慮した内容が加味されると思う。
- 嶋崎課長 インターネット上のいじめへの対応の充実について、まずインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることをきちんと学級指導等の中で指導していきたいということが一つと、情報モラルを年間指導計画の中にきちっと位置付けた指導を図ることを明記していきたいと考えているような形になる。国のものを受けて県のものでできる中で、今度は、県のもを受けて市町村教育委員会のものが作成されたり、学校のもが作成されるので、例えばタブレットが入っているところ、インターネットにつながる環境があるところという違いもあるので、そういった意味で状況に応じた対応を進めていきたいと考えている。
- 和田委員 実施段階検討とはどういった内容か。
- 嶋崎課長 スクールカウンセラーの、1校一人配置は進めているが、学校規模等がある中で全ての学校に常駐するという事は難しいということで、実施段階の検討に分類した。
もう1点は、インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応のために、文科省でもSNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究事業を行っているため、こうした国の結果を踏まえて、調査・研究している段階で、まだ具体的な事業の立ち上げがないので実施段階の検討というところに分類した。
- 和田委員 予算の面で全校配置が難しいという話がいつも出てくるが、いじめの問題もいじめられている側だけでなく、いじめている子のほうのケアも必要な場合があったり、家庭環境が厳しい問題もあり、スクールカウンセラーが配置されていても、時間数や学校の規模もあって、抱えきれないとか、一人の子どもに掛けてあげる時間が短いなどといった話も聞いている。
できれば、いじめる側の子ども、解決しても、対象を変えていじめているという場合もあり、それだと根本的な解決にはならないので、そういった意味でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、予算もないと思うが、掛けていただくことが大事かと思うので、検討していただきたい。
- 嶋崎課長 人件費については難しいところは正直あるが、内容をよく検討して、小中の連携の配置ということも進めているが、検討したいと思う。

野田委員 SNSの問題というのは結構深刻だと思う。見えるものは普通にやって、裏のネットワークを組んで逆にいじめが陰湿になってきている可能性がある。情報モラル教育に期待するとあるが、その辺を徹底してやるしかないと思っている。極端な言い方をすると、それは人権侵害という犯罪だといった強い言い方で、これ自体がだめだと。そういうことを言わないと抑止力にならないと思う。あと、ネットパトロールは多分無理だと思う。何万人も動員して365日24時間監視するという、そんなシステムがあればいいけど、とても県内では無理だから、その前の歯止めをどうするかということを考えるべきだ。また、けんかやふざけについても、けんかはけんかで分かると思うが、ふざけているというのは、例えば仕掛ける側がふざけていると思っても、仕掛けられた側がいじめと取っている場合もある。先生から見るとふざけていると思われるから、その辺はやはり先生たちが普段の様子から見ていて、両方の児童に対して微妙なところを感じ取るというのはすごく必要ではないかと思う。学校によっては先生が見て見ぬ振りをしてたということがよくネットに載っていたが、その辺は、ちょっとしたことで話を聞いてみるとか、それとなく、やると今度、裏でもっといじめがひどくなったりするので、その辺、先生は大変だろうけど、そこはちょっと敏感になっておく必要があるのかなと思った。

嶋崎課長 認知件数は、本県は上位にあるが、それでも見落としは出てくると思うので、とりあえずはいじめの土俵に上げてということで各先生方をお願いしている。4千何件あるが、一つの学級が1年間で起きる事例で考えると小学校で1.7件、中学校で1.3件ぐらいなので、当然そのぐらいのことは起こりうる感じで、4千何件というのは決して多い数ではないと県では考えている。むしろ、1年間学級を持っていれば、そういったいじめに発展するような事例は2件か3件かは必ず起こりうるということで、ふざけ合いの観点もまずいじめの観点の土俵に乗せるとか、ある程度見るということを徹底していきたいと考える。

野田委員 山梨がほかの大きい県よりもケースが多いというのは、逆にいいことだと思っている。それだけ敏感に先生方が、これはもういじめの対象になるよねみたいなところを反応しているということだから。少ないところのほうが、先生が鈍感になっている県が多いんじゃないのかなという気がする。

加藤委員 いじめに対する定義だとか、基本認識だとかいろいろ書いてあるが、ある一定の集団がそれを放置しておく、いじめなど問題は発生する。そこで未然に防止するとなると、事前の教育、せっかく道徳が教育課程に入ってきたので、そういったことを活用するというのと、コミュニケーションを先生がいかに取りれるかということで防がないと、起きたことに対して対処方法というのは、交通事故を起こしてから処理をうまくしようという話。交通事故を起こさないというためのことをもっと未然にコミュニケーションの中で吸い上げていくということが必要ではないか。

嶋崎課長 道徳の中では人間関係についてとか、コミュニケーションの取り方とか、そういったことは特に重点的にどこの教科書も扱っていると思う。

嶋崎課長 早期解決とともに未然防止ということも重要な観点なので、そういった意味では両方を欠けることなく進めていきたいと考えている。

【原案どおり決定】

第 15 号 山梨県指定文化財の指定について
〔説明〕 学術文化財課

- 市川教育長 加藤委員のほうから指定を受けた効果についてお尋ねがあったが、それについて回答を。
- 百瀬課長 効果については、今は町の指定文化財だが県の文化財になると、県の補助金を使えるようになるとか、修理をする際に県の補助制度が使えるとか、あとは位置付けが町から県に上がったということで、その価値がよく認められるということが一番大きなところではないか。
- 加藤委員 管理の重要性が県に上がったということだが、継続していく上で県のフォローというのは、補助金がもらえるだけしかないのか。
- 百瀬課長 現在の所有者が管理しきれていないため、町の資料館に預けているような状況になっているが、これから保存管理していく上でも、県と町で相談しながら対応していくような形になるかと思う。
- 三塚委員 例えば台風が来て水路が変わることがあると思うが、そういった時には、原則として、この制度を継続して、水路とか形など、そのまま保っていかなければいけないのか。
- 百瀬課長 基本的には札番と水番という制度である。
- 三塚委員 その制度をしっかりと未来に向かって続けていくという考え方でよいか。
- 百瀬課長 そうです。用水路がちょっと変わっても、その辺は現状変更になるか。
- 三塚委員 制度を続けるということが一番重要ということか。
- 加藤委員 水の管理のため水番を置いた時代もあったが、結果的には、全て使命が終わり、今はボーリングすればどんどん出てくる。段々、気にしなくなってきたということだが、歴史的にちょうど江戸の初期ぐらいか。やっぱりそういう指定の重要性というのは置きたいところだ。他県でもやっているのか。
- 百瀬課長 他県ではこの水利に関するものは特にないと思う。
- 野田委員 無形民俗文化財か。
- 三塚委員 結局、市町村でこういうものは、制度を守っていくよりも、県でしっかり守っていたほうがいだろうということか。そのほうがしっかり制度を守ることが可能である。だから無形民俗文化財に指定をするんだという解釈で良いのか。
- 百瀬課長 そのとおり。水田の用水路として使っているのだから、農家でない方が段々増えている状況もあり、そんな中で非農家の方々も協力してこの制度を保っていくという意味合いからしても、今回県指定にして、その価値付けをしっかりとすれば地域の皆さんもより一層この制度を次世代につないでいただけると。
- 加藤委員 現実性がなく、地域もそういった気概が薄くなっている。だから県がやるということで重要性があるというならばよいが、管理する費用が掛かってくるではないか。

- 百瀬 課長 管理費用等は今までどおり地元でやるということで、県から管理費用を出すということはない。
- 加藤 委員 昔は、農業や飲料水として、水争いというのは結構あった。
- 百瀬 課長 ここも水利権の訴訟があった。
- 野田 委員 鰯口の一番新しいものと一番古いもので年代的にどんなものがあるのか教えていただきたい。
- 百瀬 課長 一番古いものは、全国的に見ると長野県の松本にある。それが1001年、平安時代で、ほかは大体鎌倉時代になる。本県では一番古いのが重要文化財になり、富士川町の明王寺で持っている。これが1224年のものだ。そのほかには、県指定では勝沼の大善寺のもので1307年。
- 和田 委員 文化財を指定することは後世に残すということになるが、特に札番とか水番制度については地域の開発の歴史ということなので、小学校社会の副読本は、市町村単位で作っているが、そういうものに載せて、子どもたちが知って、じゃあ歴史を調べてみようという活用されていくと、未来の子どもたちにつながっていくので、多分されていると思うが、ぜひそういう形で、今までいろいろな指定があったが、副読本なんかでも積極的に載せていただくといいのかなと思う。
- 百瀬 課長 昨年も、指定になったあとの活用の方法ということでご指摘があった。指定になった際には各市町村とも連携し、地域の小中学生等、そういった子どもたちにこういったものがあるよということを示して勉強してもらうような形にしていきたいと思っている。
- 和田 委員 例えば保護者も交えて親子で学習してみるとか、親にも関心を持ってもらうとか、そういう形で、せっかく指定されているので活用されるといいなと思った。

【原案どおり決定】

- 2 報告事項 な し
- 3 その他報告 な し

〔 教育長閉会宣言 〕

以 上